

郡山市立富田西小学校いじめ防止基本方針

～はじめに～

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な ICT の進展により、SNS 上などにおけるインターネットを介したいじめなどの新たな問題が生じるなど、ますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中で、改めてすべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成 26 年 4 月には【郡山市いじめ防止基本方針～『どの子ども思う存分学べる学校づくり』を目指して～】が策定され、令和 2 年 1 1 月には、SDG s の理念や新型コロナウイルス感染症対策に係る生活環境・生活様式の変化等を踏まえ改定されました。これらを受け本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を「郡山市立富田西小学校いじめ防止基本方針」として定めるものです。

第 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめは、人権を侵害する決して許されない行為であることを児童に認識させ、児童や保護者への周知を図る取り組みに努めます。
- (2) いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- (3) いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりえることを踏まえ、いじめに対して万全の体制で臨みます。
- (4) 本校からのいじめの一掃を目指します。

3 いじめの防止

いじめ問題の対応は、「予防的な取り組み」することが最も大切である、本校ではそのために、教育活動全体を通して、自己肯定感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育むことを目指します。

4 いじめの早期発見

いじめ問題を解決する重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から児童の言動に留意するとともに、何らかのサインを見逃すことなく発見し、早期対応に努めます。

5 いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて、特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第 2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のための組織（※別図 1 「校内組織体制図」）

- (1) いじめの防止等を実効的に行うため、校長を委員長とする「いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」）」を設置します。この委員会の構成委員は、「企画委員会」の構成員に準ずるものとし、必要な場合は、学年の生徒指導部員、当該児童の学級担任、養護教諭、SC 等外部を加えるものとします。

(2) 下記のような「重大事態」の対応の場合は、必要に応じて外部の専門家等を加えるものとします。

◆「重大事態」→ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(※)連続して学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

(3) この委員会は、次のことを行います。

- ① 学校のいじめ防止基本方針の作成と改善、見直し
- ② いじめについての共通理解と指導体制の確立・強化
- ③ いじめの事例についての報告、分析、対策の策定
- ④ 生徒指導委員会で審議された「いじめに関するアンケート(心の健康アンケート)」の調査結果や教育相談の報告と情報の交換、課題の整理等
- ⑤ 生徒指導委員会で審議された「いじめ」「不登校」等を含めた生徒指導上の諸問題に対する対応策の検討と決定

2 いじめ防止等に関する措置(※別表2「年間を見通したいじめ防止指導計画」参照)

(1) いじめの防止

① 児童が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動を年間を通じて行います。

- 異学年(縦割り班)による「人間関係構築力」を育成する交流活動
 - ・ 縦割り班清掃、西っこふれあい広場、集団登校、校外子ども会活動等
- あいさつ、ボランティアの心を通した「思いやり」の心を育む活動
 - ・ 児童会によるあいさつ運動、各種ボランティア活動、“人権の花”栽培活動

② 教職員が主体となった活動

ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己肯定感を育む授業づくりを目指します。

- 共同研究を核にした「わかる授業」の展開、基礎学力の確かな定着
- 言語活動の充実
 - ・ 教室掲示や日常生活における言語環境の整備等
- 良書を選ぶ力を育て、豊かな心を育む読書活動の推進

イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境をつくるとともに、困りごとアンケート実施後に、すべての児童と意図的・計画的に教育相談を行う機会を設定します。

- 「児童教育相談月間」の設定(1学期 5月19日～6月19日)

ウ 夢を育む(キャリア教育)道徳教育を推進し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- 道徳の時間の充実と情報モラル教育の実践

エ 家庭や地域ぐるみでいじめ防止への取り組みを進めるために、保護者や地域、関係機関との連携を推進します。

- PTA総会や授業参観、懇談会等での学校の基本的な方針等の説明
- 学校評議員への説明
- 保護者との個別面談の実施(家庭訪問、教育相談週間)
- 学校だより、学年だより等を活用したいじめ防止に関する啓発
- ホームページへの「学校のいじめ防止基本方針」の掲載等
- 教育委員会、警察署、児童相談所、SSW、SC、医療機関等との連携

(2) いじめの早期発見(※別表3「児童が発するサイン例」参照)

① いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

- ア 児童が発する具体的なサイン例の作成と共有（ホームページに掲載）
- イ 教職員対象の「いじめ防止のためのチェックリスト」を活用し、集約結果に基づいて具体的な対応を進めます。

（※別添資料4「いじめ防止のためのチェックリスト」）

- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施し組織的な対応を行います。

- 「心の健康アンケート」の実施（5月13日・11月4日、2月1日の3回）

（※別添資料5「心の健康アンケート」用紙）

- ② 委員会において、アンケート内容の集計結果のほか、担任等が把握しているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有化を図ります。
 - ア 職員会議、企画委員会、生徒指導委員会、ケース会議等で情報の共有化
 - イ 学年進級時や卒業時、転入時等での児童の情報の確実な引き継ぎ
 - ウ 過去のいじめ事例の蓄積と研修等
- (3) いじめに対する措置
 - ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ア 教職員は、「これぐらいのこと」という感覚をなくし、その時、その場でいじめ行為をすぐに止めさせます。
 - イ いじめられている児童や通報した児童の身の安全確保を最優先とした措置をとります。
 - ウ いじめの事実については、学年主任や生徒指導主事、校長(委員長)へ速やかに報告します。
 - ② 情報の共有
 - ア ①の情報を受けた教職員は、校長(委員長)の指示のもと全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
 - ③ 事実関係についての調査
 - ア 校長(委員長)の指示のもと、速やかに関係職員と協議し、調査の方針を決定します。
 - イ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長(委員長)は郡山市教育委員会へ直ちに報告します。
 - ウ 児童からの聞き取りに当たっては、児童が話しやすいように担当する教職員を複数選任します。
 - エ 必要な場合は、全児童への調査を行います。この場合に調査の結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する可能性があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。
 - ④ 解決に向けた指導及び支援
 - ア 専門的な支援等が必要な場合は、郡山市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
 - イ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
 - ウ 事実関係が把握された時点で、委員会において協議し、校長(委員長)が指導及び支援の方針を決定します。
 - エ すべての指導及び支援について、組織的に対応します。
 - ⑤ 関係機関への報告
 - ア 校長(委員長)は、郡山市教育委員会への報告を速やかに行います。
 - イ 生命や心身又は財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、警察署へ通報し、警察と連携して対応します。
 - ⑥ 継続指導・経過観察
 - ア 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

- (4) SNS などにおけるインターネットを介したいじめへの対応
- ① 「SNS などにおけるインターネットを介したいじめ」とは
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の児童になりすまして社会的信用を貶める行為をしたり、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載したりするなどを「SNS などにおけるインターネットを介したいじめ」ととらえます。これは犯罪行為に当たります。
- ② SNS などにおけるインターネットを介したいじめの予防と対処
- ア フィルタリングや家庭内でのルールづくり等、保護者の見守り等について啓発を図ります。
- イ 道徳の時間等において、情報モラル教育の充実を図ります。
- ウ インターネット利用に関する児童生徒や保護者を対象とした講習会、職員研修の充実を図ります。
- エ 被害者からの訴えや閲覧者、ネットパトロール等の情報により、ネットいじめの把握に努めます。
- オ 不当な書き込み等を発見したときは、関係機関への相談等を行い、削除依頼を行うなど、いじめ等について速やかに対応します。

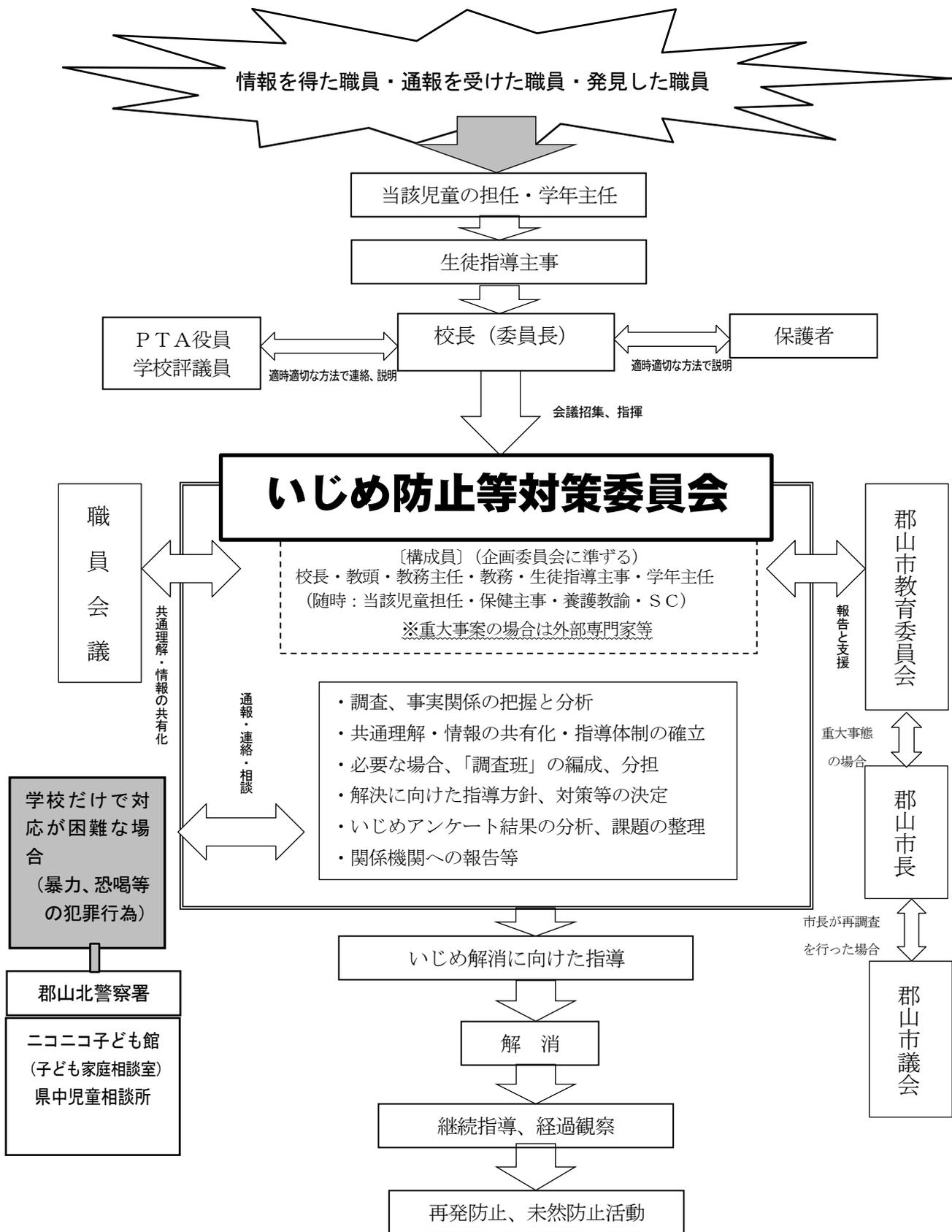
3 その他の留意事項

- (1) 校内研修の充実
- ① 本校では、この基本方針が実効性のあるものとするための校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。
- ② 教職員一人ひとりのいじめ問題への対応力や指導方法等の資質向上を図るために、SSWやSC等の専門家を講師とした研修や事例研究会の機会を計画的に実施します。
- (2) いじめ防止等の取り組み状況の点検と検証、改善
- ① 基本方針の内容や年間計画に基づくいじめの実態把握や取り組み状況等について、点検と検証を行うための会議を学期ごとに開催し、取り組み方法の改善を図ります。
- (3) いじめ事案については、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえて、調査によって明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時適切な方法で説明します。
- (4) 本基本方針については、富田西小学校のホームページに掲載して公表します。

(策定期日 平成 26 年 7 月 18 日)
(一部改訂 平成 28 年 1 月 29 日)
(一部改訂 平成 30 年 2 月 26 日)
(一部改訂 令和 3 年 1 月 22 日)

別図1 「校内組織体制」

日常観察、アンケート、教育相談、児童（本人、周囲）の訴えや言動、インターネットの確認等



別表2 「年間を見通したいじめ防止指導計画」

措置	時 期	取り組み内容
いじめ防止のための措置	通 年	○望ましい人間関係を基盤にした学年・学級づくり
	通 年	○異学年交流活動 <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り班活動 ・縦割り班清掃活動 ・校外子ども会活動 ・特設活動（陸上部、水泳部、合唱部、合奏部） ・集団登校 ・児童会活動 ・西っこふれあいタイム
	通 年	○思いやりの心を育む活動 <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・募金活動（ユニセフ募金、ボトルキャップ集め <li style="text-align: right;">歳末助け合い募金等） ・クリーンアップ富田西 ・人権の花栽培活動 ・各種ボランティア活動 ・親子奉仕活動
	通 年	○わかる授業、基礎学力の確かな定着を目指した共同研究 ○互いのよさを認め合い、高め合う姿を目指した授業づくり （生徒指導の3つの機能を生かした授業づくり）
	通 年	○言語活動の充実 ○潤いのある掲示環境づくり ・立ち止まる掲示
	通 年	○読書活動の推進
	通 年	○道徳の時間の実践 ○情報モラル教育の実践
	5月・11月	○児童との教育相談週間設定
	4月・7月・9月 10月・2月	○授業参観、懇談会での情報共有化
	5月・11月・2月	○心の健康アンケートの実施と結果の共有化
	いじめ早期発見のための措置	11月
通 年		○いじめ対策委員会の開催
通 年		○職員会議での情報の共有化（生徒指導事例研究会） ○生徒指導委員会、企画委員会での共有化 ○ケース会議の開催と情報の収集
通 年		○過去のいじめ事例の蓄積 ○教職員研修
年度末		○進級時、卒業時の情報の引き継ぎ ○転入児童への対応
通 年		○SOS の出し方に関する教育の実施

別表3 「児童が発するサイン例」

《いじめられた児童のサイン》

場面	サイン例
登校時 朝の会時	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻、欠席が増える。その理由を言わない。 ・教職員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ・担任が教室に入室後、遅れて登校する。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室、トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机の周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書、ノートに汚れがある。 ・教職員や児童の発言に対して、突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物にいたずらされる。 ・給食を自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけあっているが、表情がさえない。 ・衣服の汚れ等がある。 ・一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物が無くなったり、持ち物にいたずらされたりする。

《いじめた児童のサイン》

サイン例
<ul style="list-style-type: none"> ・教室で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある児童だけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

《教室でのサイン》

サイン例
<ul style="list-style-type: none"> ・いやなあだ名が聞こえてくる。 ・席替えなどで近くの席になることをいやがる。 ・何か事が起こると、特定の児童の名前が出る。 ・筆記用具の貸し借りが多い。 ・壁等にいたずら、落書きがある。 ・机やイス、教材等が乱雑になっている。

《家庭でのサイン》

サイン例
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や友人のことを話さなくなる。 ・友人やクラスの不平、不満を口にすることが多くなる。 ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・電話に出たがらなかったり、友だちからの誘いを断ったりする。 ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ・不審な電話やメールがある。 ・遊ぶ友だちが急に変わる。 ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・登校時刻になると体調不良を訴える。 ・食欲不振、不眠を訴える。 ・学習時間が減る。 ・成績が下がる。 ・持ち物が無くなったり、壊されたり落書きされたりする。 ・家庭の品物や金銭が無くなる。 ・大きな額の金銭をほしがる。